平成２１年（フ）第５４号
宮崎県日南市北郷町大藤乙833番地
債務者　河野眞理子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
宮崎県都城市安久町4348番地７
債務者　鬼束　芳美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５４号
宮崎県都城市都原町24番地７　レンタルハウス東６号
債務者　堀　みゆき（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５５号
宮城県大崎市古川中里２丁目４番24号　ユウアイハイツ303号
債務者　佐澤　美和
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
奈良県天理市海知町82番地10
債務者　奥野　博男
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６３号
奈良県天理市勾田町103番地１　306号
債務者　阿部　里江（旧姓中畑）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１号
山口県下関市形山町４―26、住民票上の住所
山口県下関市長府浜浦町11番５号
債務者　吹原　武夫
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
山口県下関市形山町４―26、住民票上の住所
山口県下関市長府浜浦町11番５号
債務者　吹原　和代
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
山口県下関市一の宮町４丁目15番１―902号　一の宮県営住宅
債務者　福田佐多加
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
山口県下関市新垢田南町３丁目２番Ｒ７―107号　市営新垢田住宅
債務者　長岡　宏明
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
山口県下関市豊浦町大字小串18番地22
債務者　香川　陽代
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
山口県下関市上新地町３丁目５番10号
債務者　大同　順子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
山口県下関市王司上町５丁目２番１号
債務者　藤井　健治
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
富山市桑原145番地９
債務者　山口　茂一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４号
富山市石坂960番地　県営住宅２棟302号
債務者　押川　陽輔（旧姓江尻）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９号
富山市豊島町８番５号
債務者　池田　　修
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４号
富山市高屋敷594番地３
債務者　田中　千春
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１号
富山市三熊1168番地
債務者　熊本ちえみ
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
富山地方裁判所民事部